

ろん無職業者、家族の妻でありますとか、そういうような家族の無職業者を除きまして、有業者といったしましても、先ほど申しましたように、第一位が工業労務者でございます。この工業労務者が約一六%くらいを占めておるのでござります。それから第二位が商業労務者でございまして、これが八%強、それから第三位が公務自由業、それから第四位が事務従事者、こういう労務者の増加が非常に著しい、こういうような現状になつておるのでございまます。

改正になる前の本法でござりますが、大体作つてから三年くらい経過しております。その間にいろいろな許可申請あるいはそれに対する規制をするための目安をもつて下記といたしましてお

○水野政府委員　工業等の制限に関する法律を施行いたしましてから、許可をいたしましたものが現在まで二件でござります。で、この法律がありません当时におきましては、毎年二十七件程度、この制限規模以上の工場なり学校の新增設が行なわれておつたのでございますが、それを三年を経過いたしましてその間やむを得ないということでお許可をいたしましたものが二件でございますので、ある程度の効果はこの法律の施行によりまして上げているとさうふうに考へておるのでござります。これに対しまして、実は具体的に

不許可にしました。こういう事例はないのですがございますが、事前指導で相当相談が参りました。これは許可するわけないかなどとて、行政指導しまして、この許可申請するのを取りやめていただく、こういうようなことをやつて参っておりまして、そういう相談にこれまで参りましたものが約三十件程度に上つておりますが、そういうものはよく工業等の制限等の法律の趣旨をお話し申し上げまして、御協力願う、そういうことで許可申請といふ手続をとる以前におきまして、これを取り下げていただけで、市街地開発区域の方へできるだけ行っていただき、こういうような措置をとってきておるのでござります。

不許可にしました。こういう事例はないのですがございましたが、事前指導で相当相談が参りましたして、これは許可するわけがないかないとということで、行政指導いたしまして、この許可申請するのを取りやめていただく、こういうようなことをやって参つておりますと、そういうふうな相談にこれまで参りましたものが約十件程度に上つておりますが、そういうものはよく工業等の制限等の法律の趣旨をお話し申し上げまして、御協力願う、そういうことで許可申請といふ手続きをとる以前におきまして、これを取り下げていただいて、市街地開発区域の方へできるだけ行っていただく、こういうような措置をとってきておるのでございます。

四年一年間におきまして、工場従業員の増加は八万七千人余に上つております。三十五年一年間の工場従業員の増加は十萬一千人余になつておるのでござります。先ほど申し上げましたように、区部全体の毎年の増加人口が二十六、七万でござりますので、工場従業員の増加だけで八万七千なり十万と申しますと、たゞいま申しました工場従業員の増加の数字といふものは、これからこの工場従業員の増加に伴うこれに關連する産業の従業者、その家族を入れますと、たゞいま申しました工場従業員の増加の中できわめて大きなウエートを持つものでござります。こういうように、工業等の制限に関する法律を施行しておりますと、しかもこのようないかだな工場従業員の増加が認められる、これははどこに原因があるのかといふことを申し上げますと、第一に現行の工業等制限法によります制限規模といふものが、あまりにも高過ぎる。御承知のように制限規模といたしましては、工場につまよしあとは千本百平方メートル以上の作業場を持つ工場、こういうようなものを制限対象にいたしておりますわけでござりますが、これ以下の工場でございますと、何ら制限を受けない。この制限規模が現在は高過ぎるので、これをもつと引き下げる必要がある。

十五年におきまして相当進んでおる、こういう結果になつておるのでござります。先ほど申しましたように、制限規模以上のものはある程度押えることができたけれども、制限規模以下のものは、どうしても押さることがであります。せんのでどんどんふえておる。それから既存工場の工場団地内の増設は無制限にできますので、その結果拡張が行なわれた、こうしたことになつていて、それでございます。そこで、以上申し上げましたような点をこの際改正をしていきたい。そしてこの制限規模を引き下げる、既存工場でありましても、工場団地内の無制限な増設はこれを制限する、こういったような趣旨をもつて、今回改正案を提案いたしましたよううな次第でございます。

について見てもどう考へても憲法違反の疑いが濃いと言わざるを得ないのであります。しかしながら、都市における過度集中を排除するといふことが当面の緊急課題になつておるということから、この法案が公共の福祉に合致するのだ、違憲でないといふことが裏づけになつてやつと日の目を見たといふようないきさつを持つておるわけであります。その点についてわれわれは理解いたしますが、そのためには前提いたしまして農業はかくあるべし、あるいは工業はかくなければならぬといふことを、非常に限定された狭い日本の国土の中で大きな人口を擁しておる。需要と供給の関係だけで地価がどんどんはね上がりいくことだけではなく、画然とそのところを得せしめるような国土計画といふものが前提となつて確立をされて、その利用区分が明確になつたあとでこの法案が出るというのであれば、あるいは新産業都市法案といふものが出るといふのであれば満腔の賛意を表するにやぶさかでない。ところが、その前提といふものが全然満たされておらない。この部分だけが飛び出したような形で出てくるといふところに、憲法違反の疑いがあるのでないわけであります。そういう点で長官に伺いたいのは、国土総合計画案というものを追水国務大臣が企画庁を担当しておりましたときに発表されておるわけであります。それがいままだに具体的に発表されておりません。新産業都市で質問を申し上げたときに、私の質問ではありませんけれども、大臣は、四月ごろには大体その計画の具体的なものを発表する予定だと

いうふうに答弁をさせておるわけであります。ところが四月も残すところ幾らもないわけであります。いろいろな操作があつて若干おくれるといふようになるかもしませんけれども、この迫水さんの約束もあることだし、藤山さんもそういう明確な答弁をしたことでもあるので国土総合計画案といふものがもうわれわれのところに出されて——多少世論の反撃にあつて修正を加える、あるいはいろいろな批判があつて訂正するといふようなこともありますからもしませんが、何しろ国土計画という非常に貴重な日本の国土を、特に平地が少ない、この平地に対しても総合的なきちんととした高度利用をやるのだという気がまさが出来ないで、必要な現象面に対する対策だけをそのつど出すということは、どうしても国民に対する納得性が薄い、こう思われるを得ないわけであります。従つて、国土総合計画案というものがどういう経過をたどつてわれわれのところに——もし原案ができるならば、それをすぐ発表するとかなんとか言わなくともいいのでありますから、われわれとしてはぜひそれを承知したいと思うわけであります、現在の段階でどういうことになつておりますか、伺いたいと思います。

○曾田政府委員 お答えいたします。

○當田政府委員 お答えいたします。
お話しのよう、全國総合開発計画の
草案が昨年の七月に発表されまして、
そのときにおきましたおおむね本年の
三月末を目途として正式に決定すると
いうことになつておるわけでございま
すが、われわれいたしましても各方
面の意見をいろいろ聞いて参つております
まして、大体三月中にその意見を取り
まとめて、三月から現在まで國土
総合開発審議会の全國開発部会とい
ますものを四回開いて参つたわけでござ
います。その間いろいろ御審議をい
ただいておりまして、昨日の全國開発
部会におきましておおむね了承を得ま
して、現在最終的な修文を行なつてお
るわけでございます。もう一度五月の
初旬、ころに全國開発部会を開きまし
て、最終的に部会としての御意見をまと
めたい。従いまして、それから若干
おきまして、國土総合開発審議会の總
会にお諮りして決定していただきた
い、そういうふうに考えて、努力して
参つておる次第でございます。

非常に不安を持つておる。それから工業、住宅、こういうふうに利用区分をはつきりさせるというところまでいくには、大へんな事業じゃないかと思うのです。今そのままの機構でもって、それが完全に、完全とまで言わないで、相当満足のできる程度に進捗できるかどうかということについては、われわれとしても非常に不安な感じがあるわけなんですが、これについては、企画庁長官、現在のままで大体間に合うというふうにお考えになつておるかどうか。あるいはこれは相当重視して、日本の限られた国土といふものを高度に開発し利用をする、そして管理をするという意味での利用区分といふものを、もっと積極的に精密にやるために、新しい機関を設けなければならぬというふうにお考えになつておるかどうか。日本の土地政策といふものは、外国のものと比べてみて、私あまりよく勉強はやっておりませんけれども、画然とおくれている。しかも日本の国土が、その諸外国に比べて、人口の密度からいっても、平地の面積からいっても非常に狭い。それでいながら、土地政策といふものは非常におくれているという点が残念なので、これを何とか歐米国並みに追いつくというためにも、現在の程度の進捗度でもって、一體国民の満足のできるよう貴重な国土の利用といふものをはかれるような、住民が十分に納得できるような形で、けるかどうかということを非常に不安に思つております。その点の対策を一つ伺いたいと思います。

が、ここで国土総合開発計画ができるまでの開発計画が現にござります。これらのものもある程度の調整と、それから審議会の部会等にするような方法によつて、相互関連を持たして参ることが適当ではないかと思ひます。そういう点につきましては、今度新産業都市もできましたし、あるいは低開発地の工業促進法もできましたので、これらのものを一括して、そしておのずから体系的に運営をしていくことが必要であろうというふうに考えております。そこでこれらの方をおきましては、企画官庁でござりますので、実施はそれぞれ各方面に、各省にもお願いすることとござりますから、あまりに膨大な規模を必要とするとは思いませんけれども、しかし、こうした種類の仕事をやつて参ります局としては、もう少し将来にわたつて充実をして、そうして仕事をも敏活に迅速にかつ誤りなきをするような機構のある程度の拡大ということは、私は必要だと考えております。

ませんけれども、企画と実施というものがばらばらになるという形でも、その間に非常な食い違いが出てくるということも懸念をされるわけなんです。これはおそらく自民党の中にも多くの賛成者があるんじやないかと私は思いますけれども、やはり国土開発というものを一元化することがどうしても必要なんじやなかろうか。たとえば、御承知のように水資源の関係の問題にいたしましても、新産業都市の問題にいたしましても、この要請大臣といふものがやたら多いというふうなことで、マスター・プランでもつて具体化しないままにこの法案をいうものは、実際何らの具体的効果を見ずに済んでしまるんじやないかということを、われわれとしては懸念をいたしておるわけなんであります。そういう点で、これはここで申し上げても結論が出る問題じやございませんけれども、企画するところと実施するところの食い違いを埋めるということもあるし、貴重な国土というものを、何とか土地政策を具体的に推進をして活用するという意味からいっても、どうしても国土開発を一元化するという政治機関と、いうものは必要なんじやないかということを、これはわが党としてはもちろん決定をしている方針でありますけれども、自民党としても当然これは考えてもいいのじやなかろうか。政府としては責任を持つて、勇気を持つて、今度の行政機構改革はチャンスでもござりますから、この点についてどういうお考えを持つておるか。これは國務大臣としての藤山さん伺うといふことははちよとむずかしいかもしけませんが、何か御意見があれば、建設

大臣にもあわせて一つこの点についての御所見を伺いたいと思います。

国民生活省を作るとかいうような、新しい構想をいろいろ考えていただくな

の姿といふものは、やはり経済の基本的な調査研究の上に立ちまして、日本の経済をどう運営していくかという一つの大大きな方針を立てて参りますことですが、一番の役所の使命だと存じております。従つて、その意味におきまして、国土の総合開発その他も、やはり

とか直^じしやないかそしてその場合における企画庁の意思というものは、経済全体に対する一つの大きな基盤の調査研究と総合対策の樹立といふように持つていいかるべきではなかろうかと。いろいろな、私見としては私考えておるのでございまして、今回の行政改革委員会等について大きな期待を持つて

重要な一つの調査研究の課題でございまますけれども、しかし実は現状においては、企画庁の仕事は各省庁の間の調整統合のあつせんをするというようなことで、そういうことをやつておりますけれども、しかし実は現状においては、企画庁の仕事は各省庁の間の調整統合のあつせんをするというようなことで、そういうことをやつておりますけれども、しかし実は現状においては、企画庁の仕事は各省庁の間の意見の食い違つたようなものがまとまつた場合に、全部これが企画庁に近づくはだんだんおろされてくるわけでございまして、これはあまり空のいいものじやないと思うのでござります。ですかから、企画庁は前段に申しましたような観点に立つて、一つの大きな総合的なプランを立てる官庁としていくべきだと思うのですが、そういう意味におきまして、今御指摘のように、なぜそういうことが起こつてくるかといえば、やはり現在のような非常に複雑多岐な、かつ昔と違いました実態が出てきて参つております場合に、行政機構そのものが必ずしも適応していない点があるからこそ、各省の調整を必要とし、あるいは各省に意見の懸隔を起す点もあるうと思つるのでありますて、そういう意味から言いまして、今有力な民間の方々が七人そろつて、そらして行政組織改革の委員会もできまして、十分ここで御検討願いまして、たとえば国土省を作るとかあるいは

○中村國務大臣 ただいま藤山長官からお答えがありましたが、私どもとしましても、現在のあり方で万全であるとも思つております。企画局としてはむしろ水資源であるとか総合開発等をになつておりますので、他のもとの使命達成の上から見ますと非常に御迷惑とされておるのじゃないかと思ひますが、現状の行政機構がこういうふうになつておりますのでいたしかない次第で、私どもといたしましても行政調査会ができまして、いわゆるフーバー委員会で行政機構全体を検討される際には、ぜひこういふ問題も一つ取り上げて御検討を願いたいという希望を持ちまして、所管の大臣にも申し入れをいたしておるような次第であります。今後政府内全体としても十分検討すべき問題である、かように考えております。

○石川委員 この問題は、行政機構の改革の根本をなす問題で、ここでは討論をしたり結論を出す場ではないと思いますが、そういう要望を申し上げておこにとどめおきますけれども、国土総合計画といふものははどうしても急いでやらなければならぬ。高度の利用区分を明確にするということの上に立つ

はないかという点で、土地問題はきわめていろいろな政策の根本をなす問題であるということをお考えをいたいで、早急に、緊急な課題でありますし、拙速といふわけにいきませんけれども、ぜひ進めてもらいたいということを希望するにとどめておきます。藤山長官大へんお忙しいようでありますから、あと非常に重要な問題を質問したいと思つたのですが、簡略に申し上げたいと思いますことは、この前も申し上げましたけれども地価の問題であります。と申しますことは、いろいろな物価対策、総合対策というものを設けられました。これについては私も意見はあります。意見はありますけれども、ここはその討論をする場所ではありますせんから省略いたしますけれども、何といつても物価の根幹をなすと言つてはちょっと言い過ぎかもしませんが、地価の対策というものをおろそかにした物価対策といふものは意味をなさない、こういうふうに思ひざるを得ないわけです。この理由につきましては、私からお話しするのは祝賀に限りますが、何といっても住宅の取得難けれども、何といつても住宅の取得難といふものが、地価の高騰に基因して

しませんけれども、工業用の土地の値段といふものは、外國に比べて最近は大体十倍くらいになつてゐる。ところがこれはこのままでとまればいいのですけれども、このまま野放しでどんどんどんな生き上りになれば、工業製品の価格といふものに当然ね返つてくることは明らかである。そういうことから、かくて加えて国際競争力といふものに対する影響にもなる。それはただ単に工業製品だけではなくて、おそらく農業経営といふものも資本主義經營に移ることにならざるを得ないのではないかと予想されますが、農産物の価格にもはね返つてくることは当然であります。そういうやうなことで、この土地の値段を何とか押さえるといふことをしないと、これはとんでもないことがあります。これは国民党が皮膚に触れて、庶民といふやうあるいは経済人といふものは、何ら手を打たれていないといつても差しつかえないのじゃないかとも、土地政策と同じように、物価対策の一番根っこになる地価の対策といふ問題です。しかし、わが党の立場からわざ、感じておるわけでありますけれども、土地政策と同じように、物価対策の一番根っこになる地価の対策といふものは、何ら手を打たれていないといつても差しつかえないのじゃないかと思います。これは非常にむずかしい

もこの地価の問題というのは積極的にやつてもらわなければ困る。従つて、地価の問題で申し上げたいことはいろいろたくさんあります。が、最近の問題として私が懸念をいたしておりますのは、貿易の自由化ということと関連して、資本あるいは為替といふものが自由になるということになつて、今までの地価の状態でありますといふと、このくらい安定した投資といふものはないわけで、外国の資本が日本の国土を相当支配するということは決して杞憂ではないと思う。そういうことでもあわせて考えていかなければならない。それから、さらに地価がどんどん上がることによって、国民所得にないところの一つの担保能力といふもののが出て参ります。国民所得じゃありません。従つてこれによつて、これを担保として、いわゆる信用インフレのもとになつておる過剰投資の根っこになると、あと一つ株の問題がありますけれども、株の方は曲がりなりにもこれは大蔵省といふものが監督、規制ができるというような仕組みができますけれども、しかし、株は国民のうちのわざが二割がそちらしか持つておらないでしょ。しかし、土地なしに生活している人は一人もないわけです。この國

○中村國務大臣 ただいま藤山長官からお答えがありましたが、私どもとしましても、現在のあり方で万全であるとも思つております。企画局としてはむしろ水資源であるとか総合開発等をになつておりますので、他のもとの使命達成の上から見ますと非常に御迷惑とされておるのじゃないかと思ひますが、現状の行政機構がこういうふうになつておりますのでいたしかない次第で、私どもといたしましても行政調査会ができまして、いわゆるフーバー委員会で行政機構全体を検討される際には、ぜひこういふ問題も一つ取り上げて御検討を願いたいという希望を持ちまして、所管の大臣にも申し入れをいたしておるような次第であります。今後政府内全体としても十分検討すべき問題である、かように考えております。

いいますと、何か旧地主の農地補償の問題に見られるように、自民党的な性格というものが何か地主を背景としているから、どうも土地が値上がりするといふことを期待している地主が背景になつてゐるから、地価対策が打てないのぢやないかといふようなことを勘ぐ

民が土地なしに暮らしていくにいられないといふ、その土地に対する管理、国土総合計画というものもありますけれども、地価の問題について何らの規制も行なわれていない。これでは私はどうしても政治の重大なる欠陥といわなければならぬと思う。われわれとしても、ながら地価問題の対策に取つ組んでおられます、なかなか容易なことであります。それで私は非常に困難な課題でありますけれども、今非常に苦心慘憺しながら地価問題の対策に取つ組んでおられたらちがこうやるのだという意思表示をしたという例は、いまだかつて聞いたことがないわけで、非常に怠慢だと思う。私はおとといでしたか建設大臣に伺いましたところが、鑑定員の制度を作ることで何とかしたいということを言つておりますが、一つでも二つでもいいから、土地の値上がりするというムードを消すための強硬な手段、具体的な方策が打ち出されなければ悔いを千載に残すのではないか。これはほうつておいていい問題でない。審議会を作つて二年も三年もたつて、そのうちに何かいい案が出るであらうということを放置できる問題でないのではないか、こう思うわけであります。が、経済企画庁長官として、この物価対策の根っこになる地価対策に対しても、どういう具体的な案を持つてゐるか。お持ちであるなら聞かせていただきたいと思います。

ても、お話をのように三十六年度の消費者物価の上がりましたた原因は、食料關係について住宅費の問題が高騰の原因をなしておるものでござります。そないう意味から見ましても、直接消費者物価対策の上からも必要でござります。今御指摘のございましたように、たとえば公共用地の取得なりあるいは重要なものでございます。たとえば首都圏から疎開をするというようなことを考えてみましても、行き先の地価が急に高騰するというようなことになります。しては、実行ができないのであります。それで、先般も日本の輸出玩具の関係の方々が千葉県に移住をしようとしたり、地価のあり方、工業のあり方といたる上から見ましても、この地価問題は非常に重要だと思ひます。御承知の通り宅地關係につきましては、建設者がすでに審議会を作られまして、十分この問題に取り組んでいただけると思いますけれども、経済全体を総合的ながめてみますと、これらの問題をどう処理していくかということは、非常に重大な問題だと思いますので、私どもも昨年來この問題について、企画庁内でもつて検討を始めております。新しい機会に外國等の地価に対する対策等も調べ上げまして、そして何らかの方針を考えて参りたいということで今進めておるわけであります。ただお話をのように非常に広範な問題でもあり、非常にむずか

早急に問題を解決して参ることが必要であることは、私ども十分承知しておりますが、慎重にそれらのものを検討して参らなければならぬ点もござりますので、そういう意味において決してこれはなおざりにできない問題として、早急に問題を取り上げていかなければならぬという考え方の方もとに、現在企画庁においても、総合的に土地の問題をどうするか、地価の問題をどうするかといたいことを検討をすでに開始しておるところでございます。

○石川委員　心がまえはよく拝聴いたしましたけれども、具体的にどうするかということを一、二わかれれば伺いたかったのです。これは、別な機会にまたゆっくりお伺いするといたしまして、その点は省略いたしますけれども、私非常に残念に思いますのは、経済白書というのは大へんよくできておりました。私採見をして、相当部厚いもので、詳細なデータが載つておりますけれども、地価に対してことさらによこれぞといったことに触れておりません。そういう点でも、私は、何か経済企画庁として、地価の問題をむずかしいからことさら逃げているのか、あるいはその重大性というものの認識が少ないのかという疑念をいつも持ち続けて今日まできたわけであります。今伺えば、この地価の問題は大へん重要なことは、地価の問題を特筆大書するところには、地価の問題を特筆大書するということを了承されて、早急に対策を立てなければならぬということのようだ。その点でぜひ一つ経済企画庁長官の猛省を促すと言つては大へん僭越か

てぜひ認識を新たにして、具体的な案を一つでも二つでもいいから、たとえて地方々々の標準地価といふものを公示するというようなことをやつて、それを守るのだというふうなムードを作つただけでもよいん違うんじやないか。もちろんそれだけでは十分な効果を上げることはできないかもしません。いろいろな総合的な対策を必要とするのだろうと思ひますけれども、この点は、庶民の生活の安定、物価対策の根源といふよくな意味で、ほんとうに具体的に一步でも二歩でも前進させるという気迫をもつて、一つ取つ組んでもらいたいということを一言要望いたしまして、経済企画庁の関係はこれくらいで今日は打ち切ります。

ら、農業の面から考えた農地といふものがどの程度必要なものか、その他他土地に必要な問題が相当あるわけなんですね。そういう土地の総合的な利用計画といふものを政府全体においてお立てになる。方針をお示しになるとが前提出であつて、今見ておりますと、建設省は住宅について土地の値上がりがひどいからこの点についてはどうしなければいかぬとか、あるいは農業の問題につきましても、一方では土地をどんどん侵食しながら、一方においては開墾、開拓を盛んにやつておる。食糧政策も変わって参りますので、そういうこと等勘案されまして、今後日本の土地の利用といふものをどういうふうに具体的に計画を立てていくかということを、政府全体としてお考えになることが焦眉の急務じゃなかろうか。これは国民生活、経済全体に関する大きな問題です。そういう計画が非常に出てくると思うのです。そういうことに対しても、企画庁が——どこが担当されるかわかりませんが、少なくとも藤山さんの方におかれましてそういう全国の土地の利用計画といふものをこれは地域的にもいろいろ問題がありますから、そういうものを早急にお立てになるという決意を、行政機構全體の改革とも関連して積極的に政府がなされる時期に来ておると思うのですが、そういう法律がありますが、この法律は全国で開発計画を立てるべき精神を持つた法律なんです。その法律ができるおるにかわらず、全く死文化されております。生きてきていた

しまつておるから、地域的に個々ばかりの地域開発というような法律がどこを通じてきている。それに関連して、今度はまた地価の問題等がいろいろ出てきておる。たとえば大きな道路が一本通じるにしましても、その道路がどこを通じるかということを民間の人はウの目で見ておれば地価が上がるのだ。そうすると、金を持った者は、すぐその付近の買収を始めると、特定の業者がゴルフ場を作ったりホテルを作ったりして金もうけてしまうこととする。そういうようなことで、私は收拾のつかないことになってしまふと思う。事が起つたときに鳩山は、行政機構改革の特別委員会ができる前に政府は各省においていろいろの策をお立てになる。そういうことでは、今後いろいろ行政上混乱を来たすばかりだと思います。そういうことですら、今は、今後一つ政府が腹をきめてやれぬことはないと思う。党においては、行政機構改革の特別委員会ができるまでありますけれども、各省間のなわ張り争いがあって、なかなか具体的にできない。私は政府の腹いかんによってはきめらるべきものだと思うのですが、そういう決意を一つお示し願いたい。こういうふうに考えるのですが、長官の御所見がありましたら伺つておきたいと思います。

せんし、またおそらく農業におきましても、選択的拡大といふようなことは、将来の農業用地の問題といふものではあります。工業につきましても、今日までの過去の統計を見てみますと、工業用地が、必ずしも從来の割合のよろこびでふえたてない。工業の規模に対しても、常識的に考えますと、非常に大きな面積で、土地があえていくように考えますけれども、必ずしもそういう状況ではない。これはやはり中小企業の発達による工場自体が平屋ではなくて三階、四階になると、いろいろな関係もあるところだと思います。割合土地の余裕があるから、近代産業は比較的用地面積が少なくていい。そういう点をもう少し考えてみると、確かに調べてみると、非常に必要ないことだと思うので、結局土地の価格の問題を扱います基礎的な問題というものは、そういうところから一つ根を出していくのではないかと思う。そういう点について、私は必ずしも十分であつたとは私どもとも思つておりませんし、また十分な調査もできておりません。従つて、こうして入りましたと見て、このうまいかと思う。うような調査は、先ほど申しましたように、各省にまたがることでありますから、各省とそれぞれ共同をしながら、われわれとしては農業用地が将来の選択的拡大によつてどの程度に変化を起こしながらいくかあるいは工業用地が、日本の産業の十年後の状態によつてどのくらいな工業用地面積が要するか、そういうような点については、やはり地価の問題を解決します一つの基礎的な資料になると思うのでございまして、あらうふうに思つております。これがやはり十分な検討をしてみたい、といふふうに思つております。これがやはり十分な検討をしてみたい、といふふうに思つております。

まして、委員長のお話のようなことに
ついては十分一つ企画厅としても検討
をいたし、さらに研究して参りたいと
思います。

○石川委員 私もさすでに申し上げた
のですけれども、委員長と若干意見を
異にする点があるのです。

それは、自民党は自由経済だからと
いうお話をあるが、私は憲法学者に来
ていただきて、大体マッカーサー憲法
といわれる向きもあるけれども、英文
の原稿は、憲法二十九条はどうなつて
いるんだという話を伺いましたところ
が、土地国有に近いような思想が盛ら
れておつて、それが削除されたという
話を私も前に聞いたことがあるのです。
す。なるほど土地国有といふやうなこ
とは、われわれとしてはもちろん考え
ております。考えておりませんが、
何回も申し上げますように、非常に狭
い限られた国土、国民の共有の財産と
も言える貴重な国土といふものは、自
由に放任されるべきものではない、こ
うわれわれとしては考えております。

従つて、利用区分といふようなものは
きちつときめて、高度に利用できるの
だといふ自信を持つた上で、ある程度
これは積極的な協力を求めるための強
硬手段もやむを得ないのじやなかろう
か。所有権の問題ではない、利用権の
問題ですが、またそのくらいの考え方
をしないと、国土といふものの価値は
なくなるのじやないか、こういうよ
にわれわれは考えておる点だけをつづけ
加えて、またそのくらいの決意がない
と土地問題の解決はつかないというよ
うに考えております。

次に局長に具体的な問題で若干伺い
たい。

工業制限の法令の中で、秋大へん不勉強で申しわけないのですが、すけれども、これは都市計画として事業を行なうということになつておるわけですが、それでたとえば水戸なら水戸、私の方でいうならば日立なら日立といふところに都市計画があつて、それを首都圏で開発区域に指定して、その都市計画の中で商業地域とか工業地域とか、重工業地域とか住宅地域といふふらに分かれますが、その中の工業団地として首都圏整備委員会がこれを指定する、こういう運びになるのか。それとを擲出して指定して、この法案の対象にするといふおつもりなのか。その点も十六の開発区域が一応あるわけでですが、その中で工業団地といふものだけが、その中で工業団地といふものがちよつと私ははつきりしなかつたので伺つておきたいと思います。

成事業の都市計画決定ができるのでござります。そういう場合、私どもの市街地開発区域におきましては、新しい団地を相当大規模に取得いたしまして、造成をしていくといふようなことになっておりますので、通例の場合におきましては、用途地域が指定されない場合が非常に多いでござります。そこで首都圈整備計画をまずきめまして、そしてこの首都圈整備計画に基づいて、新しい市街地になるところに用途地域をまずきめていただく。しかも今度はこういう工業専用地区といふことが要件になつておりますので、工業専用地区の指定をしていただき、こういうことになるわけでございます。

質問で恐縮ですが、首都圏整備委員会の方で、今度は市街地開発区域といいうものを指定して、工業団地であるとか、こういう指定をしたときに、おいて、すでにこの法案の対象となる土地取用の権限というものを発動するのかどうか。あるいはそれをさらに地方の都市計画におろしていくて、そこで都市計画を作つて用途地域を明らかにして、工業専用地区となつたときに、この法案の対象となる資格要件が備わるのか、その点がはつきりしないのです

は、関連する施設としての工場だけではなしに、住宅も考えられるかもしませんし、あるいはいろいろな福祉施設等もあるかもしれません。そういうものも含めて考えられておるのかどうか、純粹に工場だけなのかどうか、その点を教えてもらいたい。

○石川委員 きょうは文部省が来てお
りませんけれども、文部省の方の学校
の関係につきましては、この前山中吾
たしまして、公共的な機関をして造成
せしめる、こういうようなことをやつ
て参りたいというふうなつもりでおる
のでござります。

なかろうか。これは工場その他を含めて言えることではあります、特に学校なんかにつきましては、文教都市といふような構想もちらほらしておるようありますし、この文教都市を作るといふような構想があれば、それに持つていった方がむしろ抜本的な対策にならう。

る。こういう措置をとりますと同時に、漸次既存の大学の分散も指導、奨励していく、勧奨していく。こういったことはこの首都への人口の過度集中を防止する対策の上におきましても、大きな一つの措置であろうと考えておきます。

○水野政府委員 工業団地造成事業として、本改正案によりまして取り上げられて、そして、土地収用権が出てくら申しますのは、工業団地造成事業といふものは、都市計画事業決定をなされる、この段階においてございます。従いまして、都市計画決定に基づいて都市計画事業決定というものがなされるわけであります。これは各地方にある都市計画地方審議会にかけまして、そして住民の意向というものが十分そこに審議を通じて反映するわけであります。そういう意味で都市計画地方審議会の議を経て建設大臣が都市計画事業決定をする。その際に、具体的に土地取用法の事業認定があつたものとみなされるということになつております。そういうときになつて初めて土地取用権が発動できる態勢になるということをございます。

○石川委員 それでは次に移りますが、工業の団地に指定をする専用地区ですか、この工業専用地区といふものとして首都圏整備委員会では考えておられるか。それから専用地区の中に

坪の工業団地を計画いたしますと、大体工業従業人口が約二万人それによつて増加するわけであります。これに第3次産業従業人口、それからそれらの家族というものを含めて考えまして、十万人程度の人口をいわゆる人為的にふやしていく、そういうことで八十万坪の工業団地を設定計画するわけであります。この八十万坪の工業団地中で根幹になる地域、こういうような地帯を公共的な機関をして、都県あるいは都県の加入する一部事務組合、住宅公団、こういったものに直接造成せしめる。こういう方針でございまして、現在までやっておりますのは、八十万坪のうち最近は五十万坪程度をただいま申しました公共的な機関をして造成せしめる。従いまして、五十万坪程度のことを今実施して参つておりますが、最近の工場の分散傾向等にかんがみますと、八十万坪という工業団地全体につきまして、公共的な機関をしてみずから取得、造成せしめる、こういうふうにした方が適當ではないかと、いうふうに考えまして、八十万坪程度を今後は工業専用地区として指定を

中の度合いからいければ、学校の方がむしろ密集をするといふに考えるのでは、今度の附則にある三年の猶予期間といふことになりますと、この前も申されましたように、これから三年間のピークが過ぎてしまえば、あとは学生の数は絶対数としては日本では減つてくる。従つて、三年間の猶予期間を与えるならば、ほとんどの整備といふものが済んでしまうということになるし、そこで三年間だからそれ急げといふことになつて、むしろこれは促進をするということになつてしまふのではないか。こういふうなことで、われわれとしては附則に対し、趣旨は了承を考えておりますが、いかがいませんけれども、かえつてこれは逆効果になるといふことを考えておりまして、むしろ学校等の移転なんかにつきましては、われわれが前から言つておりますように、文教都市といいますか、そういうものへ思い切つて移転をするといふような基本的な構想、抜本的な対策といふものを打ち立てないと、非常に小細工にすぎないといふ格好になるのじゃ

○水野政府委員 お答えする前に、先ほどの御質問に対する御答弁を漏らしましたので、つけ加えて答えてさせていただきます。

先ほど申しました八十万坪程度の工業団地を計画いたしますが、これはあくまでも工場用地でございまして、御質問にありましたような住宅地につきましては、この工業団地とは別に住宅団地を計画するわけでございます。そして住宅団地の中に商店街、そういうものを計画いたします。そういうふうに、工業団地につきましては、そういう住宅の建設はいたしませんが、別に工業団地に近い環境良好などころに住宅団地を計画する、こういう考え方でございます。

それから、ただいまの御質問にございました学校の分散の問題でございますが、ただいま御意見もございましたように、大学という施設、こういったものは東京の二十三区という非常に教育環境の悪い地帯に必ずしもあることを必要としないのでございまして、これは増設、新設、拡張を制限す

うならざるを得ないと思ひます。ただそれをやつしていくといふことになりますと、この大学の分散を受け入れる学園都市と申しますが、そういう学市、教育都市と申しますか、そんないう受け入れ態勢の整備ということもまた十分考えていかなくてはならぬと考えておるのでございまして、大学等の学校施設につきましては、これが新設、増張は制限するという法律措置を講じつつ、一面におきましてそういう大学の分散につきましては行政指導をしていく。それに伴いまして学園都市を建設して環境の良好な都市を作るということに、今後われわれといつしまして努力をいたさなければならぬといふふうに考えておりまして、ただいま学園都市の建設といふようなことににつきまして銳意その計画を練りつつある。こゝへいうよろんな段階でござります。

態勢になると、どうとでもあります。
○石川委員 それでは次に移ります
が、工業の団地に指定をする専用地区
ですか、この工業専用地区といふもの
は、どのくらいの面積を大よその概念
として首都圏整備委員会では考えてお
られるか。それから専用地区の中に

すが、最近の工場の分散傾向等にからんがりますと、八十万坪という工業団地全体につきまして、公共的な機関をしてみずから取得、造成せしめる、こういうふうにした方が適當ではないかと、いうふうに考えて、八十万坪程度を今後は工業専用地区として指定をい

校等の移転なんかにつきましては、われわれが前から言つておりますように、文教都市といいますか、そういうものへ思い切つて移転をするといふような基本的な構想、抜本的な対策といふものを打ち立てないと、非常に小細工にすぎないといふ格好になるのじや

いました学校の分散の問題でござります
すが、ただいま御意見もございました
ように、大学という施設、こういふよ
うなものは東京の二十三区といふ非常
に教育環境の悪い地帯に必ずしもある
ことを必要としないのでございまし
て、これは増設、新設、拡張を制限す

いろいろな段階でござります。
○石川委員 学校の方の関係はいろいろ
お意見もありますけれども、大体この
前質問しましたから打ち切りたいと思
いますが、ただ今のこの法案の体裁か
らだけ見ますと工場と学校とを制限し
ていて、片方では工業団地を準備して

やるということがあるけれども、学校の土地を用意するといふことが全然この法案には出ていないわけです。形の上から見ても非常に片手落ちだといふうに考へざるを得ないわけで、学園都市の構想が今持たれておるというような話を伺いましたけれども、この学校の分散ということについてもぜひ積極的に具体策を進めていただきたい。それから建設大臣にちょっと伺いたいのですが、これも根本的な問題でことでとやかく結論を出すわけに参りませんけれども、私前から申し上げておるように、東京都の交通難、あるいは都市問題の対策ということに関連をして、最近は水道まで足りなくなってきたというふうなことで大へんな騒ぎになつておりますが、水道だけではあります。このままの形でもって都市集中といふものが進む限りにおいては、非常にオーバーな表現だと言つて笑われますけれども、東京都は崩壊するのではないかどうか。もうすでに精神面においては崩壊しておる面が多々出てきております。これはここで申し上げることではありませんから申し上げませんけれども、そういうことで抜本的な対策を考えないと、そういう小細工だけではなくともならぬ段階にきておる。従つて、思い切つて東京都の都市の持ついろいろな機能、あるいは首都としての機能の中で一つの機能だけをそつくり移転するという抜本的な対策を考えないと、この程度の法案ではとうてい都市集中を排除するという効果は十分に期待できない、こう思われるを得ないわけです。その点についてここで御答弁は求めませんけれども、

の問題もあるわけです。こういったものが重なり合って、ちょっとやそつとでの解決はどうにもならぬという病的な状態に東京都はなりつつある。そのことを通じて東京都がいろいろな流行とかいろいろな指導的立場に立っておるということになると、日本の将来に非常な暗影を投げかけるという点において重大問題ではないか。単なる行政の問題だけではなくて、抜本的に東京都を何とかしなければならぬということでお、大へん重要な課題を申し上げて恐縮でございますけれども、この点もこの程度のことでは小細工にすぎぬといふふうにわれわれとしては考へざるを得ないので、ぜひ御配慮を願いたいと思うのです。

○水野政府委員 ただいま御質問ございました開発公社の問題でござりますが、御承知のように、開発公社は財团法人の場合が多い。民法の公益法人でございますので、その資金の関係、それに対する監督の関係、そういうような点におきまして、公共団体あるいは住宅公団といふような国の代行機関と比較いたしますと、やはり公益的な色彩というものは薄いといふように感ぜざるを得ないのでござります。そこで工業団地造成事業につきまして、土地取用権を付与するというような大きな権限を与えるものでございまして、そういうよくな開発公社といふような公益法人にまで、この事業施行者を拡大することは、少し行き過ぎであるというよう考へておる次第でござります。

○福盛政府委員　ただいまお尋ねのところ、共用地の補償基準審議会における答申を政府としてはいただいたのでござります。これはただいまお尋ねの点について申し上げますと、土地収用の対象となる事業について、収用委員会が裁決いたします場合の基準となるべきものであると同時に、各省々の長が任意契約によって実施いたします場合の補償の基準となる、こういう性質のものとして、政府部内において、その措置をとるべく、目下具体的に準備を進めておる次第でございます。

○石川委員　新聞で拝見しただけで内容がわかりませんので、いつか機会をあらためて、一応の答申はこうなつてある、政府としてはこういうふうにやりたい、という説明が一回あつてしかるべきじゃないか、われわれとしては非常に関心を持つておるわけです。あの中は大体われわれの考えておる線に近いような答申が出ておるようになりますけれども、ただ私がもっと積極的にやつていただきたいと思うのは、こゝでいう強制収用といふものを私企業に対してまで適用するということになりますと、全体的に見れば必要だといふことが納得をされても、収用の対象となる人の立場からいふと、工場を作るのに強制収用するのかどうなふうな満が相当出てくると思うのです。実際問題としては、なかなか土地収用といふものの適用はしないとは思いますが、れども、しかし、そういうふうな考え方をなきにしもあらずと思ひますので、その場合の被収用者の救済というよろくなことに於いては、特別に補償の面で考慮をするといふ配慮が必要ではなかろ

うか、こう考えるわけござります。ところで私はこの前も補償の基準のとおりに申し上げたように、生活対策といいますか、そういうものの、今度は積極的に考ふるに考えますけれども、補償金庫といふいうふうなものをやはり国が用意をして、生活対策まで、低利融資、あるいは何かこれは補助金でござりますかどうかがどうりませんが、そういうふうなことで、よほど好意的に生活対策にまでめんどくさうを見るという配慮がないと、この強制収用だけをするということに対しても、不満は非常に大きくなるのじやないか、こう思うのですが、その点はどうぞ考えますか。

ますとか損害賠償という問題は、個々具体的のケースによりましていろいろ差別が多いわけでございますので、統一基準作成の段階においてまだ十分な具体例が確立されておりませんので、答申からは漏れておる。こういうのがこの答申の内容でござりますが、ただいまお話しのような点は、さらに具体的な慣行の確立に向かつて進み、かつその方針がすみやかに立てらるべきことが審議会としても要望が出ておりますので、その線に従つて政府部内十分検討をいたして参りたいというふうに考えております。

○石川委員 私の質問はこれで終わります。まだ聞きたいところはたくさんあります。

あります。時間の関係もございますから省略しますけれども、補償の基準

については、あらためて一つぜひゆっ

くり御説明を願いたいということを要望して、次の質問者に譲ります。

○二階堂委員長 児玉君。

○児玉委員 時間が非常に迫つておる

といふことでござりますので、基本的な問題点を一、二、それから経過措置

として学校関係の問題が出されており

ますので、この点について一、二点お伺いしたいと思います。

まず第一は、この法律の基本となる

ところの首都圈整備法が制定されてからすでに六年間たっておりますが、こ

の法律の中におきまして、整備委員会

なりあるいはこの諸問題機関としての首

都國審議会の審議委員、こういうもの

によつて、この法律によって規制され

ておりますところの首都圏の基本計画なり

あるいは整備事業計画が制定されて、その実行状況については第十五条によつて国会に報告する、こういうよう

に非常に厳格な規制がなされておるわけでありますけれども、この法律の中

から、さらに今上程されておりますこ

の二つの一部改正法案との関連につい

て考えますならば、このような委員会

なりあるいは審議会といふものが今ま

でどういふうに活用されてきたの

か、このことが厳格に実施をされます

ならば、今ここでさらにつのよりな一

部規制するような法律を出さなくて

も、十分この効果というものは期待で

きたはずだと思うのですが、この整備

委員会なり審議会等の運用、第二十一

条による首都圏の整備計画といふもの

が具体的にどの程度今日まで確立され

てきたのか、この基本的な点について

担当者の方からお伺いをしたいと思

います。

○水野政府委員 首都圏整備委員会が

去る三十一年の六月に発足したのでござりますが、首都圏整備の基本方針を

定める基本計画につきましては、三十

一年度におきまして、首都圏整備審議

会に付議して、すでに決定を見ておる

のでござりますが、この基本計画に基

づきまして、十力年を目標とする整備

計画が策定されているのであります。

次に、既成市街地につきましては、

現在までに建築物の高層化計画あるい

は公共住宅整備計画、道路街路整備計

画等十八の計画を決定しておるのでござります。

そのほか市街地開発区域の整備につ

きましては、まずこの市街地開発区域

の指定を行なうのでござりますが、去

る三十二年八月に相模原町田地区を指

定をいたしまして、引き続き八王子・

日野地区、大宮・浦和地区等九地区に

つきまして、この市街地開発区域の整

備計画につきましては、すでに一部は

策定を見ておるのでございますが、現

在残りの重要施設につきまして、整備

計画を策定中であるといふような段階

でございます。このよな首都圏整備

委員会なり審議会等の運営、第二十一

条による首都圏の整備計画といふもの

が具体的にどの程度今日まで確立され

てきたのか、この基本的な点について

担当者の方からお伺いをしたいと思

います。

○児玉委員 都市圏整備委員会も非常に活発に運営さ

れているというような状況でございま

す。

○児玉委員 計画が一部策定されてか

らすでに五年ないし六年の年月を経て

おるわけであります。単に計画の策

定といふことだけではなくて、具体的に

その計画といふものが実行されなかつ

たところに、私はこのよな問題が発

生しているのではないかと思うわけで

す。それでもやはり強力に推進するため

の積極的な意欲がないのではないか。

○児玉委員 その積極的な意欲がないのではないか。今言

われたよなことを含めてさらに規制

をきびしくして促進をはかりたいとい

う御答弁であります。首都圏整備

の二十六条に基づく法案にいたしま

すが、ただ今回提案をいたしましたよな

申して差しつかえないと思っております。

七割五分に近い進捗率を示しておると

申して差しつかえないと思っております。

○児玉委員 首都圏の既成市街地にお

ける工業等の制限に関する法律が昭和

三十四年に制定されたけれども、今言

われたよなことを含めてさらに規制

をきびしくして促進をはかりたいとい

う御答弁であります。首都圏整備

の二十六条に基づく法案にいたしま

すが、ただ今回提案をいたしましたよな

申して差しつかえないと思っております。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうしたことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうしたこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど

んどん増設が行なわれておるような現

状でございまして、そういう固地内の増設を制限する要がある、こうこと

とが第二点であります。

○児玉委員 そのほかいろいろございま

すが、主な点は申しました二点をこの際改

正いたしまして、工業等の新增設を一

般にきびしくして制限していくべきだとい

う御答弁であります。地内におきましては無制限に増築ができる、こうことによりまして、ど</p

るわけでござりますけれども、この学校関係の理工科系大学並びに高等専門学校にあつては当分の間といふのは、きわめてあいまいな表現であつて、これではまた同じようなことを繰り返すのではないか。特に教育に関しましては重大な問題であり、文部省当局の相当の抵抗があつたことが予想されるのですが、当分の間といふのはどういう観念に立つての当分の間であるのか、またその他の教室についてはこの法律の施行日から起算して三年以内といふ

る、こういうようなことがあります堤合に、どういたしましても、既存施設と人的、物的に連携をとつて施設を構設しないと、多額の経費がかかる、いろいろよくな関係をござりますので、私どもの理想論から申しますと、いう経過措置を設けますことは、必ずしも満足すべきものではございませんけれども、大学の、ことに私立大学の現状にかんがみまして、やむを得ない措置といいたしまして、こういう経過措置と段々、次第ござります。

と思ひます。といったましても努力をしていきたいと思います。

○二階堂委員長 中島巖君。

○中島(巖)委員 実はきょういろいろ御質問いたしたいと思っておつたのでそ
うが、災害対策特別委員会があつてそ
の方に出来かけておりましたので、大
ざつぱな一点だけを質問いたしたいと
思ひます。経済企画庁見えて います
か。

○二階堂委員長 もう帰りました。

発表されるのは——まあそういうふうな成り行きだらうと思うのです。そこで基本的な問題として、例の国土総合開発法であるとか、国土調査法であるとか、こういう幾多の法律が出ておるわけでありまして、日本全国の国土開發をどういうふうに持っていくべきかという基本的の構想が固まっておって、これは経済企画庁に質問したいと思つたのですが、おりませんのでとりあえずけれども、その一環としてこの首部調整審議委員会の任務が切られて

に、例の広域首都圏問題であるとか、今は商工委員会にかかるておる新産都市の問題であるとかいろいろないろいろの構想を持つた法案がばらばらに出てきておる。これでは結局役所セクションアリズムで、おののの立で勝手な法案が次から次に提出されといふのが現状ではないか、こういよいよに考えるわけでありますが、こに対する大臣の御所見をお伺いいたいと思うわけであります。

の旅費日から起算して三年以内にい
るのは、どういう理論的な根拠に基づいて
三年というものに規制したのか、こ
ういう点についての今までの経過なり
あるいはこれによってはたしてせつか
くの規制が実効をあげることができる
のかどうか、この二点について御答弁

○兒玉委員 最後に一点お伺いいたしたいと思うのですが、先ほど石川さるの方からも御質問があつて、よく私は聞き取れなかつた面があるのでですが、経過措置十年ということになりますと、その間の趨勢といふものは相当変

中島(鹿)委員　それでは大臣にお伺いしたいのですが、この首都圏の整備委員会は昭和三十一年度に昭和四十二年度までの構想を発表しておるわけであります。その構想によりますと、一つの例をあげますと、昭和四十一年には都内の交通網に対するところの一日最大の

の言ふ事は、國事會議會の代表者たる者た
はつきりするわけである。こういふうで、
うな國土総合開發法ができるも、これ
に対する構想が何らできておらない、そ
の上に積み重ねてのものが今度法案に
突如として出たわけであります。そこ
で私はこれに対して反対するものでは

総合開発も前の迫水長官のころに草案ができまして、この草案に対し世間の十分な御批判をいたぐために、政府としましても公表をいたし、しかしそれに対する意見等がようやく各方面から集まりまして、現在国土総合開

○水野政府委員 まず第一点でござりますが、当分の間とございましては、最高十年以内でございまして、科学技術者の大量養成が現在非常に必要である、こういうような情勢にかんがみまして、そういうような要請のある期間として、そういうふうな範囲で

化が予想されるわけでありますけれども、この際並行的に、先ほど言われたような学園都市、理工科系の学校を集団的に郊外に移転する。こうして積極的な政策を打ち出していくべきではなからうかと思うわけです。こういう十年間の暫定措置という経過措置と並行的内に、部外への貴重的な政策なります。

交通量はどうなるかといふようなことで、たしか国鉄八線、私鉄十五線、二十三線について昭和四十一年はこういう交通量になるということを発表しておったのであります。それが昭和三十四年のたしか鉄道年鑑だと思いましたが、それを見ると、昭和四十一年にこゝへ、いき通算によると、この数字によると、

ございませんせんけれども、今まで首都都整備委員会の計画とか構想といふやうなものたびたびお伺いしておつて、いつもそれが三年か四年たつと根本的に食い違つておる。従つて、今度の法案に対しても私どもは反対はせずにお手並み拝見という考え方でおるわけですが、二つあります。二つらばこの構想ができるにつ

審議会において審議中のよし、先ほ
企画庁の方からも御答弁があつたわ
でござりますが、近く結論が出せる建
様と承知をいたしております。もち
ん首都圏整備の方も国土総開発と
うことと大いに関係があるわけでござ
いますが、首都圏関係は御承知の通
三十一年に法律ができますて以来、

最高十年といたしまして、各の範囲内で考えておきたい。それから三年と書きましたのは、学部等を新設いたしました場合におきましては、学年進行による増設、施設の整備というようなことが認められておりますので、学年進行による充実ということになると、三年間になりますので、そこで三年間といふような期間をとつたのでござります。このような経過措置を特に学校について認めましたのは、大学、特に私立大学の現状、御承知のように、科学技術教育の振興が叫ばれております今日におきまして、施設を整備す

○水野政府委員 学園都市の建設は、構想といらものは持っていないのかどうか、この点だけを明らかにしていかだいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

りい交通工具量はかると、数字をますにオーバーしておる。それから、その後におきましていわゆるグリーンベルト時代の学園都市の構想を発表されたり、また川島長官の官庁移転の問題でなんかも発表されて、この東京都の過大化をいかに解消するかという点で非常に苦慮されておることは、これらの諸問題をとらえてみれば、はつきりいたしておると私は思うのであります。そこで今度のはこういうような構想でこの法律案を提案されまして、首都圏整備委員会、これを首都圏内に限つた整備委員会とすれば、こういう構想を

年間くらいいなアウトラインの構想は必ずおありだと思う。そういうようななつの御発表を早急にお願いいたしたいと思うわけであります。

そこで建設大臣にお尋ねする一回は、国全体の幾つかの法律ができておられますから、この法律に根据を置いて国全体の計画を樹立すべきじゃないか、そしてまた一つの地方としてのそれぞれのただいまのような案ができるべきである。従つて国全体の国土総合開発法に基づくところの案がないため

承知のよくな構想で進んできておりましたので、これももちろんこの国土全土の総合開発と十分な関連を持つておわけでござります。

なおこのような方法によりまして、人口の過度の集中を解決していくべく、いろいろ努力をしておるわけでございまが、これは現在御審議中の新産業都市の法案なども関係がござりますし、土地総合開発とも関係がございまして、やはり他の地方にできるだけ魅力のある都市を育成していくという努力も随分必要であろうと思うのであります。

そいたしませんと、農山村あるいは漁村から直通で大都市に魅力を持つた人たちが流れ込んで参りますので、これは幾ら過度の集中排除に努力しても、そういう流入状態の源泉があつたのでは、これはなかなか防ぎ切れません。そこでこれらの農山漁村の人たちが、まず東北なら東北の魅力のある都市に集中をして、そこで定着をさせような地方開発というものが活発に進められなければ、私は本来の首都圏整備にいたしましても、目的は達し得ないのでないだろかと思つております。これらが相にらみ合つて進むところに効を奏しますので、最近は、今度御審議をいただいております新産業都市の法案にいたしましても、今企画庁が最終段階の作業をやつておられる国土総合開発も、やはりこういった構想で進んでおると思ひますので、これらと相連関をして効を奏する、こういうように私ども考えておる次第でござります。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正を改正する法律案に対する修正案

附則第二項中「以下同じ。」を削り、
附則第三項及び附則第四項を削り、
附則第五項を附則第三項とする。

これはすでにこの委員会において再質疑応答がかわされ、内容については今さら繰り返す必要もないと思ふので、簡単に結論だけを申し上げますと、この法案は、首都に集中する過度集中を排除するという意味をもつて、これに関連するあと二つの首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正するという趣旨については、もちろん國民のだれ一人として反対するものはないと思うのであります。いろいろの法律でありますけれども、この過度集中を排除するために、工業等を制限するといふ趣旨については、もちろん國民のだれ一人として反対するものはないと思うのであります。いろいろの意見はありますけれども、この中にわれわれとして問題といたしたいのは、過度集中排除をするということとあるならば、工場のみではなくて、むしろ密度度の高い学校なんか、当然家としなければいけないのじゃなかろうか、こう考えるのでござりますけれども、この法案によりますと、工業学校関係は当分の間——聞くところによりますと、十年間が最高限度といふことなど、この制限外になつておなつておるわけござりますけれども、さらにまたその他の大学につきましては、三年間を限度特に届出を要しない、許可の必要がないといふこと

われわれとしては、当然学校をこの対象として含めなければ、この法案の趣旨を十分に生かすことができないのではないか。むしろ積極的に学園都市の構想などを持って、これに学校を移していくくということのためには、三ヶ月という期限をつけないで、むしろ引きびしい制限を付しておいて、政治的にこれを活用することによって、この学園都市を積極的に建設し、移しかえていくといふようなことに持っていくことの方が、十分な効果を期待できるであろうし、さらにもまたこの三年間に区切るということは、高等学校が特に非常に人數の多くなるピークに差しかかるときでありまして、一番学生の数の多いことを予想して、それに備えた三年の間の学校の建設ということになりますと、過去にもこゝいう例が再三あつたようでありますけれども、むしろこれは非常に促進をはかるということになって、過度集中を排除するといふねらいを持つたこの法律が、逆に過度集中を促進するという結果になるわけでござりますから、これはこの法律の効果を期待する上からいしまして、きわめて逆効果であるという意味で、われわれとしてはこの修正案を提案したわけであります。以上。

○二階堂委員長 起立少數。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立總員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

本動議に賛成します。別に発言の申し出がございませんので、本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立總員。よつて、本動議は可決され、本動議の通り附帯案を付することに決しました。

ざるを得ないわけであります。

なるほど最近 都市集中といふもの

を排除しなければならないということ

が一般の世論となりまして、公共の福

祉といふ概念に、これがちゅう

ど適合するのではなかろうかといふ見

方もあることも、うなづけないわけで

はありませんが、この土地取用を行な

うという対象が、利益を生むところの

私の企業に対して行なわれるというこ

とにつきましては、公用の環境、施

設がございませんだけに、これが公共

の完全な福祉といふものに合致するか

どうか、どう考へても、われわれとし

ては大きな疑問を持たざるを得ないわ

けであります。特に制限された工場が

工業団地に移る場合には、優先順位が

付されることになつておりますけれど

これが適用されるというのであれば、

まだわれわれとしては理解がしやすい

のございますが、この制限された工

場だけではないということになつて参

りますと、収用される対象 農民その

他地主の持からいたしましても財産

権に抵触するのではないか、憲法に抵

触するのではないかといふ疑問なきを

得ないわけであります。特に、これ

がいわゆる四大工業ベルト地帯という

ようなところで対しても、こいつ法

案の規制が将来生まれるでありますよ

うから、新産業都市法案などとともに

、これが全国的に前例となつて拡大

發展をする可能性があるといふだけ

に、なおさらこの点について私は多く

の疑念を持つわけであります。

従つて、こういうようなら多くの疑点

を残したまま、現時点での法案に対

してはにわかに賛成しがたい、これが

われわれの反対理由であります。

なるを得ないわけであります。

なるほど最近 都市集中といふもの

を排除しなければならないということ

が一般の世論となりまして、公共の福

祉といふ概念に、これがちゅう

ど適合するのではなかろうかといふ見

方もあることも、うなづけないわけで

はありませんが、この土地取用を行な

うという対象が、利益を生むところの

私の企業に対して行なわれるというこ

とにつきましては、公用の環境、施

設がございませんだけに、これが公共

の完全な福祉といふものに合致するか

どうか、どう考へても、われわれとし

ては大きな疑問を持たざるを得ないわ

けであります。特に制限された工場が

工業団地に移る場合には、優先順位が

付されることになつておりますけれど

これが適用されるというのであれば、

まだわれわれとしては理解がしやすい

のございますが、この制限された工

場だけではないということになつて参

りますと、収用される対象 農民その

他地主の持からいたしましても財産

権に抵触するのではないか、憲法に抵

触するのではないかといふ疑問なきを

得ないわけであります。特に、これ

がいわゆる四大工業ベルト地帯という

ようなところで対しても、こいつ法

案の規制が将来生まれるでありますよ

うから、新産業都市法案などとともに

、これが全国的に前例となつて拡大

發展をする可能性があるといふだけ

に、なおさらこの点について私は多く

の疑念を持つわけであります。

従つて、こういうようなら多くの疑点

を残したまま、現時点での法案に対

してはにわかに賛成しがたい、これが

われわれの反対理由であります。

何が公共の福祉か、何が公共のための

利益かということを決定するには非常

に困難を伴うであります。たとえば

電発の場合のことは、やはりこれは

私企業でありますから、電気を売

ることによっては必ずしも公共の福

祉がもたらされるのでありますか

ら、私企業を通じて公共の福祉、利益

がもたらされるという意味であります

私企業であります。しかし、附帶

決議は何らの拘束力を持たないのであ

りますから、私はあってもなくてよい

のではありませんけれども、

益がもたらされておるのでありますか

が提出されております。

田中幾三郎君より趣旨の説明を聴取

いたします。田中幾三郎君。

○田中(農)委員 私は民主党を代表いたしまして、たゞ

由民主党を代表いたしまして、たゞ

の法案に対する附帯決議を提出いた

ました。私は民主社会党、自

のありますから、この二点について

万全の措置を講じてもらいたい。

しかし、先般も三十八国会、三十九

国会を通じて附帯決議が幾つなされた

かということを調べましたところが、

決議は可決され、本動議の通り附帯決

議を付することに決しました。

この際中村国務大臣より発言を求め

られております。これを許します。中

村国務大臣。

○中村国務大臣 ただいま兩法案に對

する附帯決議がございましたが、政府

といたしましては、附帯決議の御趣旨

を十分尊重いたしまして、最善を尽く

して参りたいと思つております。

○二階堂委員長 お諮りいたしました。

ただいま議決いたしました兩案に對す

る委員会報告書の作成に関しまして

は、委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、

さようやく決定いたしました。

次回は、来たる五月六日曜日、午

前十時より理事会、同三十分より委員

会を開会することとし、本日はこれに

て散会いたしました。

午後一時散会

〔参照〕
首都圏の既成市街地における工業等

の制限に関する法律の一部を改正す

る法律案（内閣提出第一四八号）（參

議院送付）に関する報告書

首都圏市街地開発区域整備法の一部

を改正する法律案（内閣提出第一四

九号）（參議院送付）に関する報告書

（別冊附録に掲載）

し出もございませんので、本動議を探

決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて本

案は原案の通り可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて本

案は原案の通り可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よつて本

案は原案の通り可決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 御異議ございませんか。

○二階堂委員長 御異議なしと認め、

さようやく決定いたしました。

次回は、来たる五月六日曜日、午

前十時より理事会、同三十分より委員

会を開会することとし、本日はこれに

て散会いたしました。

午後一時散会